

減免・支援制度のフローチャート



市町村民税所得割額が
0円（非課税）である
（保護者が2人いる場合
は2人の合算で0円）

YES

NO

- ア 高等学校等就学支援金
- イ 諸会費の減免
- ウ 奨学のための給付金 が該当します。

災害や火災の被害を受けた、
保護者の離別・死亡・離職・転職
等により収入が減少したなどの
家計の急変があった

YES

NO

イの減免に該当する可能性があ
ります。速やかに事務室にご連
絡ください。

市町村民税所得割額が
30万4,200円未満である。
（保護者が2人いる場合は2人の合算）
（目安としては年収910万円以下の世帯）

YES

NO

ア 高等学校等就学支援金
を申請してください。

ア 高等学校就学等就学支援金
を「不申請」として提出してく
ださい。



「知らなかった」という理由で遅れて申請することは
できません。必ず期限を守って提出してください！